

令和2年4月 1日 環水大自発第2004014号
改正 令和3年3月26日 環水大自発第2103262号
改正 令和5年3月28日 環水大自発第2303282号
改正 令和6年3月28日 環水大モ発第2403283号
改正 令和7年4月 1日 環水大モ発第2504016号

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業) 実施要領

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業））（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、トラック運送における二酸化炭素の排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、中小トラック運送事業者が保有車の燃費を改善するため低炭素型ディーゼルトラックを導入する事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

(2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ① 次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者とする。
 - （ア）貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を営業者
 - （イ）貨物自動車運送事業法第2条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業を営業者
 - （ウ）貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者
- ② 事業用自動車の貸渡し（リース）を業とする者（①に貸し渡す者に限る。）

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ 間接補助金交付先の採否に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営

ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）

エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

① 交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで、第19条並びに第20条に準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。

② 間接補助金の交付手続等について、交付要綱第17条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

(6) 間接補助金交付先の採択等

① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準（案）を作成し、環境省と協議の上、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。

② 補助事業者は、①の審査基準に基づき、必要に応じて委員会に諮った上で、間接補助金交付先の採択を行う。

③ 間接補助金交付先の採択は、環境省水・大気環境局長に報告するものとする。

(7) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(8) 間接補助事業の指導監督

① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。

② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示

を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から1年間、毎年度、当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果に係る事業報告書を大臣又は大臣が指定する者に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。また、間接補助事業が3月30日以前に完了した場合は、間接補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

第5 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(3) 間接補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第十一号イ、ウ、エ及びオに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和3年度予算に係る補助金から適用し、令

和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和5年度予算に係る補助金から適用し、令和4年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和6年度予算に係る補助金から適用し、令和5年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和7年度予算に係る補助金から適用し、令和6年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）	低炭素型ディーゼルトラック ^{注1} の導入を行い、併せてトラック運送において、エコドライブを含む燃費の改善のための取組を継続的に実施・改善する体制 ^{注2} を構築する事業	低炭素型ディーゼルトラックの導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	同規模かつ同等仕様のディーゼルトラックであって、2015年度燃費基準の100分の100以上105未満に該当する車両（以下「標準的燃費水準の車両」という。）の価格と第3欄に掲げる経費との差額の1/3 <small>注4</small> <small>注5</small>	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
	2015年度燃費基準から概ね10%以上燃費の劣る事業用トラックの廃車 ^{注3} に伴い低炭素型ディーゼルトラック ^{注1} の導入を行い、併せてトラック運送において、エコドライブを含む燃費の改善のための取組を継続的に実	同上	標準的燃費水準の車両の価格と第3欄に掲げる経費との差額の1/2 <small>注4</small> <small>注5</small>	同上

	施・改善する 体制 ^{注2} を構築 する事業			
--	--	--	--	--

(注1)「低炭素型ディーゼルトラック」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は第二種貨物利用運送事業の用に供する車両総重量3.5トン超の自動車であって、その燃費が2025年度燃費基準相当を達成しているもの（改造した自動車にあつては、原動機、動力伝達装置、走行装置又は燃料装置を改造していないものに限る。）をいう。

(注2)「継続的に実施・改善する体制」とは、方針・計画の策定、取組の実施、取組の点検、取組の是正・見直し等を繰り返して行う体制のことをいい、第3(4)イにおいて作成する審査基準に定める要件に適合するものとする。

(注3)「廃車」とは、第3(4)イにおいて作成する審査基準に定める要件に該当する車両を、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。また、廃車する事業用トラックは、原則として引取業者に引き渡した日以前過去1年間以上所有していることとする。

(注4)基準額は、大型、中型及び小型の車両区分別に、補助事業者において収集した車両価格情報に基づいて算定し、環境省水・大気環境局長との協議の上で定め、公表する。ここで「大型」は車両総重量が12トン超のもの、「中型」は同7.5トン超12トン以下のもの、「小型」は同3.5トン超7.5トン以下のものをいう。

(注5)上記補助に加え、2025年度燃費基準相当に100分の105を乗じて得た数値以上に該当するものには5万円の追加補助を行う。